第三章　公益信託の併合等

第一節　公益信託の併合

（公益信託の併合に当たり明らかにすべき事項）

第六条　信託法第百五十一条第一項第五号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　公益信託に係る信託の併合（以下「公益信託の併合」という。）をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該他の公益信託を特定するために必要な事項

イ　公益信託の名称及び行政庁

ロ　委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ　公益信託の年月日

二　公益信託の併合をする他の公益信託の信託行為の内容

三　公益信託の併合をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料（限定責任信託以外の公益信託にあっては信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいい、限定責任信託である公益信託（以下「限定責任公益信託」という。）にあっては同法第二百二十二条第四項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。以下この条、第八条及び第十条において同じ。）の内容（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）

イ　限定責任信託以外の公益信託　財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨

ロ　限定責任公益信託　信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容

四　公益信託の併合をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五　公益信託の併合をする理由

（債権者の異議に関する公告事項）

第七条　信託法第百五十二条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　公益信託の併合をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該公益信託の併合をする各公益信託を特定するために必要な事項

イ　公益信託の名称及び行政庁

ロ　委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ　公益信託の年月日

二　前条第三号に掲げる事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）

三　前条第四号に掲げる事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）

四　公益信託の併合が効力を生ずる日以後における公益信託の併合後の公益信託の信託財産責任負担債務（公益信託の併合をする他の公益信託の信託財産責任負担債務であったものを除く。）の履行の見込みに関する事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）

第二節　公益信託に係る信託の分割

第一款　吸収信託分割

（吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項）

第八条　信託法第百五十五条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　公益信託に係る吸収信託分割（以下この款において単に「吸収信託分割」という。）をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項

イ　公益信託の名称及び行政庁

ロ　委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ　公益信託の年月日

二　吸収信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容

三　吸収信託分割に際して、承継信託に属する財産を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四　前号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

五　吸収信託分割をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料の内容（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）

イ　限定責任信託以外の公益信託　財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨

ロ　限定責任公益信託　信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容

六　吸収信託分割をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

七　吸収信託分割をする理由

（債権者の異議に関する公告事項）

第九条　信託法第百五十六条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　吸収信託分割をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項

イ　公益信託の名称及び行政庁

ロ　委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ　公益信託の年月日

二　前条第五号に掲げる事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）

三　前条第六号に掲げる事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）

四　当該公益信託が分割信託である場合には、吸収信託分割が効力を生ずる日以後における分割信託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務（吸収信託分割により承継信託の信託財産責任負担債務となるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）